

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市北区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 1 1 月 2 5 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員（m）	延長（m）
市道	新崎松浜線	新潟市北区濁川字大島 3256 番地先から 新潟市北区西名目所字大割 3833 番 5 地先まで	前	28.5～29.5	471.0
			後	28.5～42.5	471.0